

新型コロナウイルス感染防止のための障がい児通所支援事業所の運営について

考え方

- ◎ 放課後等デイサービスについては、障がいのある児童、生徒が利用するものであり、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない児童等がいることも考えられることから、事業所に対し、原則として感染の予防に留意した上で開所されるよう依頼する。また、児童発達支援についても、障がいのある幼児の療育を目的としていることから、同様に依頼する。
なお、事業所の臨時休業については、地域の感染の状況を考慮しつつ、個々の事業所ごとに判断する。

基本的な対応について

- 事業所の感染症予防マニュアルに基づく消毒等の対応と、集団感染のリスクが高まる3つの条件(密閉・密集・密接)を回避した指導を実施する。
- 屋内行事等については、判断時点において「感染状況の地域区分(感染未確認地域・感染確認地域・感染拡大警戒地域)」を考慮して実施の可否、見直しの要否を判断する。

感染時等の対応について

利用児、職員又はその家族が濃厚接触者と確認された場合

- 発熱などの症状の有無にかかわらず、利用児、職員又はその家族が濃厚接触者と確認された日から、当該利用児又は職員は14日間の通所自粛とされるよう事業所へ依頼する。

利用児又は職員に感染が確認された場合

- 発症あるいは陽性となった日から14日間は事業所を臨時休業とし、全利用児について通所自粛とされるよう事業所へ依頼する。

※ ただし、放課後等デイサービス事業所で発生した場合で、保護者の休業が困難な場合については、消毒した複数の部屋に分散させる、あるいは他事業所の利用調整を行うなどの対策を講じ、利用が継続されるよう事業所へ依頼する。

新潟県が緊急事態宣言で「特定警戒都道府県」に分類された際の対応について

緊急事態宣言で、「特定警戒都道府県」に分類された場合は、次のように対応する。

県知事から施設の利用の制限等が要請されない場合

- 基本的に通常の利用を実施する。

県知事から施設の利用の制限等が要請された場合

- 県知事の要請を踏まえつつ、全利用児について通所自粛とすることを基本とする。

※ ただし、放課後等デイサービス事業所で発生した場合で、保護者の休業が困難な場合については、消毒した複数の部屋に分散させる、あるいは他事業所の利用調整を行うなどの対策を講じ、利用が継続されるよう事業所へ依頼する。